

# 北海道広報広聴推進会議設置要綱

## 1 目的

道の広報広聴活動について、道民の意向を反映し、道民のための広報広聴活動の効果的な推進を図ることを目的として、北海道広報広聴推進会議（以下、「会議」という。）を設置する。

## 2 所掌事項

会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 道の広報広聴活動の推進方策に関すること。
- (2) その他、道の広報広聴活動に関し必要なこと。

## 3 構成

- (1) 会議は、10名以内の委員により構成する。
- (2) 委員は、一般道民、各種団体関係者及び報道関係者等のうちから選出する。
- (3) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。（ただし、年度末までとする。）
- (4) 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 4 座長及び副座長

- (1) 会議に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。
- (2) 座長は、会議を代表し、議事その他会務を総理する。
- (3) 座長の指名により、副座長を置くことができる。副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理し、座長がかけたときはその職務を行う。

## 5 会議

- (1) 会議は、総合政策部知事室長が召集する。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

## 6 その他

本会議のあり方については、社会情勢の変化や開催実績を勘案するとともに、事務の効率的な執行等について、毎年度検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 7 補則

この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

- この要綱は、平成10年 7月27日から施行する。  
この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成19年10月 5日から施行する。  
この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成22年 1月27日から施行する。  
この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。